

倉吉農業振興地域整備計画変更申出書（重要変更）

年 月 日

（あて先）

倉吉市長

住 所

氏 名

電 話

農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定に基づく倉吉農業振興地域整備計画の変更について、次のとおり申し出します。

記

1 申請地の概要

場 所 (所在地住所)	地目	面積 m ²	土地所有者		施設名、面積（m ² ）
			住 所	氏 名	

（注）「施設名」欄には、宅地、工場、建設資材置場、駐車場、植林地等具体的に記入する。

2 土地改良事業に関する事項

土地改良事業名		工事完了年月日	
土地改良区名		換地処分年月日	
事業実施年度		完了公告年月日	
事業実施面積	ha		

3 申請地利用計画の概要

施設設置者住所・氏名	施設設置予定年月	備考（補助事業名等）

4 提出書類

- ・ 正本 1 部
- ・ 副本（写し） 1 部

5 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 公図の写し（申出日以前 3 か月以内のもの）
- (3) 土地の全部事項証明書（申出日以前 3 か月以内のもの）
- (4) 申請地の周辺見取図（住宅地図等）
※道路、水路、宅地、農地（地番、地目、面積、耕作者名）等を記入
- (5) 申請地の土地利用計画図
※申請地全体の建物、駐車場等の配置・長さ等を記入
- (6) 建物の場合、設計図（平面図、側面図等）
- (7) 建替等の場合、現在の施設の位置図及び概略図
- (8) 土地選定理由書、自己所有地説明図及び説明書
※位置、字・地番、地目等、また自己所有地の中から特に申請地を選定するに至った経過についての説明を記入
- (9) 現地写真（4 方向程度）及び写真方向図
- (10) 関係機関、関係者等同意書（関係改良区、隣接耕作者等）
- (11) その他（※事業計画の内容によっては、必要に応じて関係資料を求める場合があります）

事業計画書

1. 事業計画者の現在の状況

2. 農振除外をする必要性・緊急性（具体的に）

3. 土地利用計画

4. 周辺農地への被害防除策

5. 他法令関係

※この様式の各記入欄に記入しきれない場合は別紙に記載しても構わない。

事業計画書（一般住宅記入例）

1. 事業計画者の現在の状況

事業計画者である、〇〇は、現在××で妻、長男、長女とともにアパートを借り生活しております。勤務地が××であること、また、両親も倉吉市内に居住しているが高齢になり色々と不安な面が出てきていること、子どもも成長ってきてアパートでは手狭になってきたことから、倉吉市内に家を建てる計画を立てました。

2. 農振除外をする必要性

上記のとおり住宅建築を考え、両親にも相談したうえで〇〇の条件から候補地を検討しました。その上で、両親より、両親の居住地近くに数カ所所有している土地を提供してもよいとの返事をもらえたので、所有地から今回の申出地に建築することがベストであると判断しましたが、農業振興地域内の農用地に該当していることから、今回農振除外をする必要が生じました。

なお、土地の選定については、別紙土地選定理由書を参照ください。

3. 土地利用計画

家屋の延床面積〇〇㎡（詳細は別紙土地利用計画図参照）

給水については、市水道。雑排水については、合併浄化槽で処理後市道側溝に放流。雨水については、敷地内へ自然浸透。

4. 周辺農地への被害防除策

周囲については、北側はL型要壁を設置、南側は法面処理、東側及び西側は要壁の上にフェンス設置。

そのため、土砂の流出などによる周辺農地への被害防除策は対策済み。

5. 他法令関係

農地法について農業委員会事務局に事前確認し、除外後の転用について見込ありとの回答。

都市計画法について管理計画課に事前確認し、除外後の開発許可について見込ありとの回答。

建築法について建築住宅課に事前確認し、建築時の確認申請について見込ありとの回答。

水路への放流について、管理者である〇〇土地改良区に事前確認し、放流合意済み。

事業計画書（資材置場、駐車場等記入例）

1. 事業計画者の現在の状況

事業計画者である、〇〇は、現在××業を営み、倉吉市〇〇に××の製造工場〇棟、倉庫×棟を構えております。

工場の隣接地に〇〇㎡の駐車場を借りていましたが、所有者の都合により返却することになり、駐車場整備が必要な状況となっています。

2. 農振除外をする必要性

上記のとおり駐車場用地を返却することになりましたが、事業継続には駐車場の確保が必須です。

そのため、工場から直線距離で〇メートル以内の土地でかつ、〇〇㎡の駐車場用地が確保できる本申出地がベストであるとの判断に至りましたが、農業振興地域内の農用地にあたるため、農振除外が必要になりました。

なお、土地の選定については、別紙土地選定理由書を参照ください。

3. 土地利用計画

駐車場用地〇〇㎡（××台分。詳細は別紙土地利用計画図参照）

給水については、なし。雑排水もなし。雨水については、敷地内に自然浸透。

4. 周辺農地への被害防除策

周囲については、北側はL型要壁を設置、南側は法面処理、東側及び西側は要壁の上にフェンス設置。

そのため、土砂の流出などによる周辺農地への被害防除策は対策済み。

5. 他法令関係

農地法について農業委員会事務局に事前確認し、除外後の転用について見込ありとの回答。

都市計画法について、建築物がないため、適用除外。

事業計画書（工場等拡張記入例）

1. 事業計画者の現在の状況

事業計画者である〇〇は、現在××業を営み、倉吉市〇〇に××の製造工場〇棟、倉庫×棟を構えております。

工場の延床面積の総計が〇〇㎡、倉庫の延床面積の総計が〇〇㎡、既存工場敷地の総面積は〇〇㎡となっております。

従業員数は〇名で、製造ベースでの売上高が〇〇円となっており、〇期連続で増産を続けており、〇年と×年を比較しますと、△%の伸び率となることから、現在の工場やライン数では不足が生じている状態であるため、工場の新設もしくは拡張を計画しているところです。

2. 農振除外をする必要性

上記のとおり事業拡大を考えており、〇年後には、現在の△%の伸び率の生産量を確保すべく、今回、〇〇棟の工場及び××棟の倉庫の建築計画を立て、その実現のために〇〇㎡の事業用地の確保が必要となっております。

新設も検討しましたが、〇〇の生産は、××と連動しているため、既存工場との連携が強く〇〇工場での敷地拡張を検討しました。

そこで、工場の周囲隣接地を検討したところ、本申出地が〇〇㎡の事業用地の確保にも適合したため申出に至りました。

なお、土地の選定については、別紙土地選定理由書を参照ください。

3. 土地利用計画

延床面積〇〇㎡の工場××棟

駐車場用地〇〇㎡（××台分。詳細は別紙土地利用計画図参照）

給水については、市水道。雑排水については、合併浄化槽で処理後市道側溝に放流。雨水については、浸透槽を設置。

4. 周辺農地への被害防除策

周囲については、北側はL型要壁を設置、南側は法面処理、東側及び西側は要壁の上にフェンス設置。

そのため、土砂の流出などによる周辺農地への被害防除策は対策済み。

5. 他法令関係

農地法について農業委員会事務局と相談し、除外後の転用について見込ありとの回答。
都市計画法について管理計画課と相談し、除外後の開発許可について見込ありとの回答。

建築法について建築住宅課と相談し、建築時の確認申請について見込ありとの回答。
水路への放流について、管理者である〇〇土地改良区と事前協議し、放流合意済み。

【参考】

○行程（スケジュール）＊概ね6カ月程度かかります

農振除外申出受付



庁内関係課への照会、農業委員会・各土地改良区等への諮問（場合により1～2カ月）



県への事前協議（約2～3カ月）



農業振興地域整備計画案の公告・縦覧（30日間）



農業振興地域整備計画案の異議申立期間（15日間）



県への農業振興地域整備計画変更協議（約1～2カ月）



県知事同意



農業振興地域整備計画の公告・縦覧



完了通知送付

○注意事項

- ・受付から農振除外の変更結果通知を郵送するまで概ね6カ月程度かかります。
- ・農用地域内の農地を農業以外の用途に利用する場合は、具体的な転用計画が必要です。
- ・除外手続き後、速やかに申出目的どおりに事業を完了させてください。
- ・転用許可の見込みがない場合は除外ができませんので、事前に農業委員会で確認をお願いします。
- ・受付後に追加資料を依頼する場合があります。

○除外要件

- ・農業振興地域内農用地域外に代替すべき土地がないこと
- ・地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと
- ・農業上の効率的かつ総合的な土地利用に支障を及ぼすおそれがないこと
- ・農業経営を営む者への土地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと
- ・農用地等の保全又は利用上必要な施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと
- ・農業生産基盤整備事業による補助完了後の翌年度から8年以上が経過していること
- ・農地法・都市計画法・建築基準法など他法令による許認可等（転用許可・開発許可）が確実に見込まれること